

Quality of Life

労働者の健康を守るために

過重労働による健康障害防止対策



見たい章をクリックしてください。

<u>労働者の健康を守るために</u>	2
<u>1. 事業者による意思決定と方針の表明</u>	3
1) 方針表明の意義と例	
2) 方針に基づく対策実施のためのヒント	
<u>2. 衛生委員会等の活用</u>	5
1) 衛生委員会等とは	
2) 衛生委員会等の付議事項	
3) 議事概要の周知	
<u>3. 過重労働対策推進計画</u>	7
1) PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルの活用	
2) 推進体制	
3) 勤務状況の把握	
4) 時間外労働削減対策	
5) 年次有給休暇の取得促進	
6) 労働時間等の設定の改善	
<u>4. 各部門の役割と連携</u>	10
1) 職場の管理・監督者の理解と役割	
2) 衛生管理者・衛生推進者（又は安全衛生推進者）の役割	
3) 産業医・保健師などの産業保健スタッフの役割	
4) 人事労務部門の役割と産業保健部門との連携	
<u>5. 健康確保の徹底</u>	13
1) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等	
2) 面接指導の意義	
3) 面接指導等の対象となる要件	
4) 労働者からの申し出	
5) 面接指導等の実施方法と確認事項	
6) 面接指導の事後措置等	
<u>6. 平成19年度の脳・心臓疾患に係る労災補償状況について</u>	17
<u>7. 過重労働による健康障害防止対策に関する事業場の取り組み事例</u>	18
1) 建設業	18
2) 製造業	18
3) 電気・ガス・熱供給・水道業	24
4) 情報通信業	24
5) 運輸業、郵便業	25
6) 卸売業、小売業	26
<u>8. 面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書例</u>	27
<u>9. 関係法令（面接指導等に関する法令等）</u>	28